



# APO-社労士通信

## 雇用関係助成金

雇用保険では、若者・女性・高齢者・障害者等の働く意欲のある全ての人々が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができる社会の実現を目指し、各種助成金事業を行っています。企業として雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、ひいては企業の発展の為に、助成金の活用を検討してみたいはかでしょうか。さまざまな目的の助成金がありますが、今回はその中の一部をまとめてみました。

目的	助成の対象	助成金名	主な助成内容
雇用維持	経営悪化の中でも一時的な休業等を実施し雇用を維持	雇用調整助成金	休業の場合：休業手当等の一部（2/3）助成（中小企業以外は1/2）
就職困難者雇入れ	高齢者（60歳以上65歳未満）・母子家庭の母等	特定求職者雇用開発助成金	1人あたり60万円（中小企業以外は50万円）
	障害者		身体・知的障害者（重度以外） 1人あたり120万円（中小企業以外は50万円）
試行的雇入れ	安定就業を希望する未経験者等	トライアル雇用奨励金	1人あたり月額最大4万円（最長3ヶ月）
労働者の処遇改善	有期契約労働者等の正規雇用への転換等	キャリアアップ助成金	有期雇用→正規雇用 1人あたり50万円（中小企業以外40万円）
多様な正社員コースの設置	短時間正社員の新規雇用、または正社員からの転換等		1人あたり20万円（中小企業以外は15万円）
職業能力向上	グローバル人材（海外関連業務に従事）の育成	キャリア形成促進助成金	賃金助成：1時間800円（中小企業以外400円） 訓練費助成：実費相当額1/2（中小企業以外1/3）

※助成内容にある中小企業とは、事業の種類により異なりますが、例えば労災保険料率決定の際の事業の種類が「その他の業種」の場合は資本金の額が3億円以下または常時雇用する労働数300人以下の事業所が該当します。

### 受給対象となる事業主

雇用保険適用事業所の事業主で、支給の為の審査（行政からの書類提出・調査等）に協力する事業主となります。なお、助成金を不正受給してから3年以内の申請、申請年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない、申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行った等に該当する事業主は受給することができません。また、助成金により個別の受給要件がありますので、受給を検討される場合は労働局・ハローワーク等に事前に確認することをお勧めします。

### 助成金申請にあたっての注意

不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められるとともに、事業主名等が公表されることがあり、この公表に同意することが受給の際の要件となっています。また、同一の雇入れ・訓練を対象として2つ以上の助成金を同時申請した場合は、双方の助成金の要件を満たしていたとしても、一方しか支給されないことがあります。なお、助成金申請の際に都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写し等は、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。



## 知っておきたいミニ知識

### 第88回 ベビーシッター派遣事業費補助金

この補助金事業は、残業や夜勤等の多様な就労実態に対応して、企業の労働者が就労等の為ベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に、その利用料金の一部または全部を助成することにより、仕事と子育ての両立を支援し、もって児童の健全育成に寄与することを目的とし、国が公益社団法人：全国保育サービス協会（以下協会）に委託して実施するものです。企業負担金はありますが、労働者のワーク・ライフ・バランス支援の為に、活用を検討してみたいはかでしょうか。

#### 具体的な運用

企業が協会に割引券（割引金額1,700円、1日（回）につき、1家庭1枚使用可）を申込、企業負担金等を支払うと割引券が企業へ発行されますので、申込をした労働者に交付（協会への報告用半券は企業保管）します。労働者は割引券を使用し、割引後の料金でベビーシッター事業者からサービスを受け、企業へ報告用の半券を提出します。企業は交付時に保管していた協会への報告用の半券等を協会へ提出します。その後、協会からベビーシッター事業者へ割引料が振り込まれます。

#### 対象企業・対象労働者

対象企業は、労働者を1人以上雇用する企業で、協会へ申込みが必要です。また、割引券発行手数料として20枚まで1,200円（その後は1枚60円）、企業負担金として割引券1枚につき中小企業（労働者数1,000人未満）は850円、それ以外の企業は1,140円の支払いが必要で、対象労働者の要件は、対象企業に雇用され、給与収入年間960万円以下等になります。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 吉本多津子 / 沢田麻樹子 sic.info@apol.jp  
〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>